

令和3年度事業計画書

当協会は昭和25年の設立以来70年が経過し、新たな次の10年に向かって歩み始めました。昨年度は、松山地区の事務所の駐車場を拡張して高所作業車運転技能講習の実技会場として利用できるようになり、自前施設での講習環境整備が完成しました。一方で、新型コロナウイルス感染症により全国に緊急事態宣言が発令され、第1四半期には実技を伴う講習を中心に多くの登録講習や特別教育の中止、延期を余儀なくされました。また、再開後も定員を半数以下に制限する等で3密を回避し、感染防止を最優先に講習ニーズに対応していますが、長期的には受講者数が減少傾向にある中で、コロナ禍により一層収支が悪化しています。今後は法令改正の動向や会員ニーズ等の情報把握に努め、これらの需要に的確に応えられるよう企画力を高めます。また、収支改善に向けて人員の適正配置や事務処理の効率化を図りながら、利用者の利便性の向上、感染防止の観点から各種手続きでの窓口における対面業務を減らすよう事務処理要領を順次改正します。

愛媛県内の経済情勢、雇用失業情勢とも、コロナ禍により厳しい状況にあり、先行きが不透明ですが、少子高齢化の進展に伴って人手不足は深刻になり、生産性向上への一層の取り組みが必要になるとともに、働き方改革として長時間労働や過重労働をなくし、年齢や性別、個々に抱えている事情に関わらず、働きたい方が安心して働くことができるように多様で柔軟な働き方への転換が求められています。

このような情勢の中、当協会では昨年度、労働災害防止、健康保持増進、働き方改革実行計画などの行政機関の施策を周知・啓発する機会として計画した「愛媛産業安全衛生大会」「全国安全週間・労働衛生週間の実施要項説明会」「事業場支援のための研究会」「優良事業場見学会」などの行事のほとんどがコロナ禍により中止となりました。

令和2年には、会員各位の取組努力にもかかわらず、愛媛県下の休業4日以上労働災害は前年比で約4%増加（2月末現在）しており、令和3年もそれを更に上回って推移しています。本年は愛媛第13次労働災害防止推進計画の4年目に当たりますが、同計画の目標値に少しでも近づけるよう、当協会はもとより会員事業場におかれましても「安全と健康はすべてに優先する」の不動の理念のもと、事業場トップが安全第一を決意表明し、必要な担当組織の強化や対策の見直し等の取組を進めましょう。

また、死傷災害に占める高年齢労働者の割合が3割近くに達し、転倒災害の割合も業種によっては3割を優に超えて、死傷災害の中で最も件数が多くなっています。「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」や「STOP！転倒災害プロジェクト」に基づく対策の推進を通じて、転倒災害リスクの芽を摘み、エイジフレンドリーな職場作りを推進しましょう。

本年度も当協会は、公益法人としてこれらの課題克服を支援すべく、関係行政機関や関係団体との連携・協力の下、コロナ感染防止を念頭におきつつ、以下に掲げる「基本取組方針」に基づき、「具体的実施事業」、「具体的活動事項」を実施してまいります。

【基本取組方針】

- ・ 事業場トップが率先して労働安全衛生活動や適正な労働条件の確保に取り組むよう、各種大会や研修会への事業場トップの参加を働きかけます。
- ・ 法令水準保持向上事業では、安全衛生部会活動を充実させ、相談等には懇切丁寧に対応します。
- ・ 教育講習事業では、愛媛県下各支部のニーズに応じて、従来の登録講習や特別教育等について、時期、回数、地域等を適正に配置するほか、昨年度から始めた「製造業の職長・安全衛生責任者能力向上教育」「情報機器作業管理者の労働衛生教育」「電気自動車等の整備業務特別教育」を引き続き実施し、新たに「建築物石綿含有建材調査者講習」や「労務担当者のための労務管理講座（仮称）」の開催に向けて準備を進めます。
また、引き続き「管理監督者研修」「熱中症対策管理者向け教育」などの専門講習を実施します。
- ・ 周知啓発事業では、機関紙「愛媛労働基準」やホームページの内容の充実を図るとともに、最新の法令改正情報のタイムリーな提供、労働災害防止キャンペーンや愛媛産業安全衛生大会等の諸行事の充実を図ります。

I 【具体的実施事業】

1 労働基準行政施策等の周知啓発事業

機関紙「愛媛労働基準」及びホームページにより関係法令及び愛媛労働局の行政施策等の情報をタイムリーに提供する。

厚生労働省・中央労働災害防止協会が主唱する全国安全週間（第94回）、全国労働衛生週間（第72回）等の労働災害防止キャンペーンを実施する。

行政の指導啓発の場である集団説明会を開催する。

2 法令水準保持向上促進事業

専門部会による企画検討により、労務管理・労災防止のセミナー・研修会や優良事業場見学会を開催する。

定期健康診断等の実施など、法令遵守の勧奨に取り組む。

労働安全衛生や労務管理等にかかる相談助言を行う。

3 労働安全衛生教育講習事業

(1) 「法定登録教習機関」として、国の付託を受けて、作業主任者技能講習等を行政機関の指導のもとに、適法かつ適正に、計画的に実施する。

(2) 安全衛生教育団体として、事業者にとって法定履行義務のある雇入れ時安全衛生教育、特別教育、職長教育等を、自らでは実施が困難な中小規模の事業者及び事業場外資源の活用（アウトソーシング）を図る事業者等に代わって行う「法定教育講

習（事業者代位講習）」を適法かつ適正に、計画的に実施する。

- (3) 安全衛生教育団体として、事業者の安全衛生配慮義務の履行に係る安全衛生教育の実施支援として、効果的な実践手法である危険予知訓練や危険体感研修、衛生管理者資格取得支援のための講習、管理監督者や労務担当者への労務・安全衛生研修等の「自主的な講習」を計画的に実施する。

4 産業安全衛生大会の開催等

行政機関・関係災防団体が構成する愛媛労働災害防止団体協議会に参画し、愛媛産業安全衛生大会（第83回）を開催するとともに、東京都で開催される全国産業安全衛生大会への出席を勧奨する。

5 各種受託事業等の適正実施

中央労働災害防止協会から、企業へ情報提供するための「地域安全衛生活動広報事業」、中小規模事業場の安全衛生相談を支援するための「中小規模事業場安全衛生相談事業」、「職場リーダー向けリスクアセスメント研修会」や「KYT（危険予知訓練）トレーナー研修会」などの業務を受託して実施する。

全国労働基準関係団体連合会が実施する「外国人技能実習制度関係者養成講習」「学生を対象とした労働条件セミナー」等の業務を支部として実施する。

6 施設・設備・機器等の貸与の事業

収益事業として、関係団体や会員はもとより、広く一般県民に対して、会議や講習等の会場として、使いやすく交通利便の良い協会本部・松山支部講習施設を、設備・機器等を含めて貸与する。

7 図書用品等斡旋販売事業

中央労働災害防止協会等が、全国の事業場に対して取り組む労働災害防止に係る知識図書類やポスター等の安全衛生用品類の斡旋販売を取り扱う。

II 【具体的活動事項】

○公益目的事業

1 労働基準行政施策等の周知啓発活動

- (1) 関係法令等の周知啓発

機関紙「愛媛労働基準」の発行による行政施策の動向・法令改正等の周知

発行日 毎月10日 発行部数 2800部

配付先：会員、個別購読者、行政機関の窓口、会議・講習参加者、本部・支部事務所の窓口等

- (2) 労働災害防止キャンペーンの実施

方策：機関紙「愛媛労働基準」、ホームページによる周知

ツールは、中央労働災害防止協会の作成する啓発ポスター等を用いる。

各キャンペーン賛同事業場の啓発ポスター等の購入と掲示によりキャ

ンペーンを周知し、併せて「事業場の啓発意識の見える化」を推奨する。

- ① 全国安全週間（第94回：行政施策）キャンペーン
本週間7月1日～7日 準備月間6月1日～30日
- ② 全国労働衛生週間（第72回：行政施策）キャンペーン
本週間10月1日～7日 準備月間9月1日～30日
- ③ 年末年始無災害運動（第51回：中央労働災害防止協会の施策）
本運動期間12月1日～翌年1月15日
- ④ 安全衛生教育推進運動（第9回：中央労働災害防止協会の施策）
本運動期間12月1日～翌年4月30日

(3) 集団説明会の開催

松山、新居浜、今治、八幡浜、宇和島、四国中央の6支部で、全国安全週間と全国労働衛生週間の準備期間である6月と9月に所轄労働基準監督署と連携のもとで開催する。

2 法令水準保持向上促進活動の推進

(1) 専門部会活動等の推進

- ① 本部・支部において、必要に応じて専門部会を開催し、労務管理・災害防止等の対策を検討する。専門研修やセミナー等の開催及び優良事業場の見学会等を計画実施する。
- ② 中央労働災害防止協会 中国四国安全衛生サービスセンターと連携し、次の研修を当協会の研修室において実施する。
 - ・職場リーダー向けリスクアセスメント研修会 令和3年7月16日
 - ・KYT（危険予知訓練）トレーナー研修会 令和3年10月7日～8日
- ③ 愛媛RSTトレーナー会の活動を支援し、同会員の資質の保持向上を図る。
- ④ 各支部では、次の業種別労災防止研究会等を計画実施する。
 - 食料品製造業種労災防止研究会の開催（松山支部）
 - 松山地区化学工業労働災害防止協議会の開催（松山支部）
 - 優良工場見学及び安全衛生管理の事例学習（松山以外の各支部）
 - 四国中央地域災害防止協議会の開催（四国中央支部）

(2) 法令遵守・水準向上の促進

法令遵守の勧奨

定期健康診断等の実施勧奨を行う。

四国中央支部では、地場健診機関と連携し、地域ニーズに対応した受診勧奨を図るとともに集団検診の場を提供する等の支援を行う。

(3) 相談助言の実施

中小規模事業場へ安全衛生相談を無料で行う「中小規模事業場安全衛生相談事業」を中央労働災害防止協会から受託し、日常的に本部・支部において安全衛生

相談業務を行うとともに、愛媛産業安全衛生大会の会場で安全・衛生コンサルタント等による相談を実施する

なお、複雑困難事案、高度な法令解釈は、行政機関等適切な相談先を紹介する。

3 労働安全衛生教育講習の実施

登録教習機関としての「登録講習」、登録養成講習機関としての「安全衛生推進者等養成講習」、安全衛生教育団体としての「事業者代位講習・自主講習」を、行政機関の指導や地域ニーズに応じて種別、時期、場所等を踏まえて、適法かつ適正に、計画的に実施する。

(1) 登録講習

① 技能講習（原則として本部が担当） 9種類

【作業主任者】

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習、有機溶剤作業主任者技能講習、特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習、石綿作業主任者技能講習、プレス機械作業主任者技能講習、乾燥設備作業主任者技能講習（6種類）

【就業制限】

ガス溶接技能講習、高所作業車運転技能講習、玉掛け技能講習（3種類）

② 養成講習（原則として各支部が担当） 2種類

安全衛生推進者養成講習、衛生推進者養成講習

これらの講習は、実施計画及び実施報告を作成し、監督官庁（愛媛労働局労働基準部健康安全課）に届け出る。

12月に愛媛労働局が開催する登録教習機関等連絡会議に参加する。

行政機関や関係団体と協議、調整しながら「建築物石綿含有建材調査者講習」の開催に向けて準備を進める。

(2) 事業者代位講習

① 本部担当 5種類

安全管理者選任時研修、職長教育（安全衛生責任者教育併用コースあり）、衛生管理者能力向上教育（第1種）、製造業の職長・安全衛生責任者能力向上教育、情報機器作業管理者労働衛生教育

② 支部担当 14種類

アーク溶接等業務特別教育、自由研削といし取替え等業務特別教育、低圧電気取扱業務特別教育、高所作業車運転業務特別教育、5t未満クレーン運転業務特別教育、足場の組立て等業務特別教育、酸素欠乏・硫化水素危険作業に係る特別教育、粉じん作業特別教育、巻上げ機の運転の業務特別教育、ロープ高所作業特別教育、5t未満揚貨装置運転業務特別教育、産業用ロボットの教示・検査等に係る業務特別教育、フルハーネス型墜落制止用器具特別教育、電気自動車等の整備業務特別教育

(3) 自主的な講習

① 本部担当 2種類

衛生管理者資格取得支援講習（第1種）（第2種）

管理監督者研修

「労務担当者のための労務管理講座（仮称）」の開催に向けて準備を進める。

② 支部担当 3種類

危険予知訓練（KYT）、挟まれ巻き込まれ体験研修、熱中症対策に係る管理者向け教育

(4) 免許試験の招致

指定試験機関の公益財団法人安全衛生技術試験協会中国四国安全衛生技術センターの行う免許試験の出張実施を招致し、申込受付・取次と実施協力を行う。

愛媛地区出張特別試験：令和3年9月1日（土）～12日（日）

場所：リジェール松山、えひめ共済会館

試験申請書申込受付：令和3年7月7日（水）～9日（金）各支部事務所

郵送受付：令和3年6月25日（金）～7月8日（木）必着 協会本部事務所

4 産業安全衛生大会の参画・開催等

(1) 愛媛産業安全衛生大会（当協会では昭和27年の地区協会開催から第84回目）の開催

令和3年10月5日（火）13：30～

会場 松山市総合コミュニティセンター キャメラホール

参加期待数：300人（例年は700人を設定）

表彰制度の運営：労働安全衛生管理活動に係る努力を行っている事業場又は個人に対して、表彰を行う。

主催：愛媛労働災害防止団体協議会

事務局：当協会（各支部は大会事務方として円滑な運営を支援する。）

(2) 全国産業安全衛生大会（中央労働災害防止協会・厚生労働省主催）への参加

令和3年10月27日（水）～29日（金）の3日間、東京で開催される。

全国産業安全衛生大会への参加及び参加勸奨を行う。

参加期待数：30名（例年は70名）

伝達研修：各支部専門部会等において大会参加者が伝達研修を行う。

5 各種受託事業の適正実施

中央労働災害防止協会から、企業への情報提供等の「地域安全衛生活動広報事業」、中小規模事業場の安全衛生相談を支援するための「中小規模事業場安全衛生相談事業」を受託し実施する。

全国労働基準関係団体連合会が実施する「外国人技能実習制度関係者養成講習」「学生を対象とした労働条件セミナー」等の業務を支部として実施する。

6 施設・設備・機器等の貸与

四国中央支部の施設については、公益目的事業の範囲内で設備・機器等を含めて利用貸与による支援活動を行う。

○収益事業等

1 図書用品等斡旋販売事業

中央労働災害防止協会が作製する安全旗、衛生旗、安全衛生旗、安全管理者や安全パトロールなどの腕章、安全表示板、職務表示ボードなどの日常的な安全衛生用品や安全衛生小冊子を各支部においてカタログ斡旋販売する。

2 施設・設備・機器等の貸与事業

愛媛県から収益事業としての施設等貸与の認定を受けたことから、関係団体や会員はもとより、広く一般県民に対して、会議や講習、イベント等の会場として、使いやすく交通利便の良い協会本部・松山支部講習施設を、設備・機器等を含めて貸与し、将来の施設等の補修費積立等に充当する。

3 災害共済等事業

(公社) 全国労働基準関係団体連合会の行う災害共済等事業への参加を継続する。

○協会組織及び業務処理体制の整備

1 会員の拡充とサービス向上

無料相談の実施、有益な内容の講習・研修会・専門部会の開催、研修室の賃貸などを通じて会員サービスを向上し、協会活動を周知し、第三次産業の会員確保に努める。

2 本部・6支部体制の維持

地域間における産業構造の相違を踏まえた地域のニーズに応えるために6支部体制を堅持し、各支部は相互に協力体制を確立する。

また、協会全体を安定的に運営するため、本部・各支部とも収支改善に努める。

3 事務所及び講習施設の建設、補修、建替

協会所有施設建設については、平成20年の連合会及び6地区協会の組織統合時に予算化し、平成26年の公益法人認定の際に愛媛県に提出した教習施設兼事務所の建設計画に基づき、平成31年3月に本部・松山支部の事務所及び講習施設の建設が実現したという経緯がある。

現在、協会が保有する「事務所及び講習施設」は本部・松山支部と四国中央支部、「事務所」は八幡浜支部であるが、今後の事務所、講習施設の補修、建替え費用の一部に充てるため、積立金制度を継続する。

事務所、講習施設は、有効に活用し、維持・運営経費の削減に努める。

4 業務執行体制の整備

本年は定年年齢に達する職員が集中しており、退職者の業務を担う人材の確保と育

成が重要な課題ではあるが、利用者の利便性向上と収支改善を前提に、本部・支部間の役割分担の大胆な見直しを含めた業務の効率化、事務の集約化を推進し、機能集団として適正な人員配置を図る。

職員の処遇改善については、客観的な人事評価や業績評価制度等の導入により勤務成績や業績を反映できる給与制度を再構築して、安心して働き、意欲的にスキルアップを図り、その能力を発揮するためのインセンティブの導入を進める。

また、職場内ランを有効活用して各種情報の一元的管理とリアルタイムでの共有を図り、Web 会議の導入により事務のスリム化を進める。

新居浜等の東予地区で開催する本部担当の登録講習については、本部職員が松山地区から出張して実施しているが、移動リスクを回避し、長時間労働による職員負担及び経費を削減するため、新居浜地区に勤務する本部職員の採用等を検討する。

外部講師については高齢化が進んでおり、特定の講師に負担が集中しないよう新たな人材の確保が必要になっている。併せて、謝金の値上げ等による処遇改善の必要性も高まっており、収支状況を見ながら引き続き検討する。

5 個人情報の適正管理

当協会は受講者等の膨大な個人情報を扱っており、情報漏えいは法人の信用失墜、損害賠償リスク、公益法人の認定取消など協会の存立にかかわる問題となり得る。

保管する個人情報については保管場所を明確化し、使用時以外は施錠して管理する。

また、個人情報を取り扱う際は、整頓された作業スペースを確保して混じり込みを防止するとともに、封入時やファックス送信時にはダブルチェックを行う等により、誤送付や誤送信の防止を徹底する。

6 職員の職務執行及び職員研修の実施

公益社団法人であることを踏まえ、公平・公正な職務執行と懇切丁寧な対応を心掛け、職員の資質向上を図るための資格取得を支援し、教育研修を計画的に実施する。